

答申第6号

答 申

1 審査会の結論

平成19年6月7日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「平成18年7月31日及び平成18年5月8日届出分の住民異動届の写し」（以下「本件対象文書」という。）に係る自己情報開示請求につき、実施機関が平成19年6月21日付けで行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成19年6月7日付けで異議申立人が、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）に基づき行った本件対象文書に係る自己情報開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、全面開示を求めるというにある。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、他人に住民異動届を出され、それが不正に利用されたと思われる。住民異動届は異議申立人の情報であり、知る権利があるので開示してほしいということである。

4 実施機関の部分開示理由説明

住民異動届には、世帯に関する付帯情報、世帯番号、及び届出人の住所、氏名、電話番号など個人情報が含まれる。しかし、住民基本台帳法第12条により住民票を交付した場合に知り得る情報のみ開示する。他の事項は、津市個人情報保護条例第16条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本件決定を行った。

さらに、審査会が実施機関に対し、補充説明を求めたところ、本件については、開示請求者が住民異動届の届出人と異なることから、開示請求者以外の個人に関する情報については不開示とし、住民票の記載事項のみ開示した。届出人の区分を開示したことについては、本人確認を行った際に記載した内容と同一であるため開示した。また、住民異動届については、世帯主が世帯員に代わって届出をすることができる。異議申立人は、本人以外の者によって住所が異動され、不正に利用されたと主張しているが、本件異動届は世帯主によってなされていることから適正な届けである。したがって、当該住民異動を誰が届け出たかということは、個人のプライバシーを侵害する可能性が考えられることから、「個人の権利利益を害するおそれ」に該当すると考えるとのことであった。

5 審査会の判断

本件異議申立てについては、条例第16条において、自己情報の開示義務を定めて

いるところ、その例外として同条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は不開示とする旨が規定されているので、本件対象文書のうち実施機関が不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）が条例第16条第2号に該当するかどうか判断することとする。

そこで、本件対象文書の性格について考えてみると、本件対象文書は住民が住所等を異動させる際に市長に対して届け出るものであり、それに基づき、市長は住民基本台帳を作成するのである。よって、本件対象文書のうち本件不開示部分については、同条第2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断する。

しかし、条例第16条第2号に該当する場合であっても、同号ただし書に掲げる情報は例外的に開示すべきと規定されているので、その点について判断することとする。

同号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要である情報」に本件不開示部分が該当するかどうかであるが、本件住民異動届は、世帯主によって手続上適正に届けられたものであり、異議申立人が、不正利用され財産の被害に遭ったと主張することについては、当審査会としては現時点においてその真偽を判断することは極めて困難である。

仮に、現時点においてすでに本件異議申立てに関わる内容で、刑事、民事等訴訟に発展するとか、あるいは財産上の被害が相当程度疑われる状況にあるという場合には同条第2号ただし書を適用して他人の個人情報であっても開示することも想定されるが、そうではない本件事案の下では未だ「不正利用されて財産の被害に遭った」という事実を確認することは難しく、よって、同条第2号ただし書に該当するとまでは言えない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、本件住民異動については手続上は適正なものであるが、結果として異議申立人の主張するような不正利用等が行われたのであれば、それについては当審査会ではなく、捜査当局等の権限による捜査等が行われるべきであることを申し添える。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 7月30日	諮問書の受付
平成19年 8月27日	諮問案件の説明及び審議並びに実施機関からの意見聴取
平成19年10月11日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	樋 上 陽
委 員	村 田 裕
委 員	寺 川 史 朗